

(お知らせ)

甲状腺結節性疾患追跡調査事業結果(速報)について

平成26年3月28日(金)  
環境省総合環境政策局環境保健部  
放射線健康管理担当参事官室  
直通：03 5521 9248  
代表：03 3581 3351  
参事官：桐生 康生(6375)  
参事官補佐：<sup>はげやま</sup> 栞山 智博(6394)

環境省では、平成24年度に青森県、山梨県、長崎県で行った「甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業」(いわゆる「3県調査」)において甲状腺超音波検査でB判定(5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めたもの等)と判定された44名の方々のうち、調査に同意された31名の方々について、平成25年度事業としてその精密検査の結果等を収集しています。

今般、その速報値がまとまりましたので公表します。

なお、詳細な調査結果は4月以降に公表する予定です。

## 甲状腺結節性疾患追跡調査事業結果(速報)

### 1. 調査の背景・目的

福島県が行う県民健康管理調査の一環として18歳以下の者に行っている甲状腺超音波検査において約40%の住民について5.0mm以下の結節又は20.0mm以下ののう胞(以下「A2判定」という。)が認められた。この状況を受け、平成24年度甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業(以下「3県調査」という。)として、福島県以外の地域(青森、山梨、長崎)において、18歳以下の者を対象に甲状腺超音波検査を行った結果、56.5%の割合でA2判定の者が認められました。また、“5.1mm以上の結節又は20.1mm以上ののう胞が認められた者及びA2判定の内容であっても甲状腺の状態等から精密検査を要すると判断された者”(以下「B判定」という。)は福島県民健康管理調査では、約0.7%に認められましたが、3県調査では、約1.0%(44名)に認められました。

その後、福島県での甲状腺超音波検査において、B判定の者の中から精密検査の結果、甲状腺がんと診断される者が認められたことから、3県調査におけるB判定の者に対する精密検査の結果を把握することを目的として、追跡調査を実施することとしました。

### 2. 調査の概要

#### (1) 対象地域

青森県弘前市  
山梨県甲府市  
長崎県長崎市

#### (2) 対象者

平成24年度事業においてB判定とされた方 44名(うち同意者 31名)

#### (3) 実施期間

平成25年10月～平成26年3月

#### (4) 調査委託先

公益財団法人原子力安全研究協会

#### (5) 調査方法

3県調査において甲状腺超音波検査でB判定とされた方44名のうち、調査に対する同意が得られた方31名について、その方が自主的に受診した精密検査結果等に関する情報の収集を行った。

### 3. 調査結果 (1) 概要

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 対象者数(平成24年度)            | 4,365人              |
| B判定もしくはC判定とされた者         | 44人<br>(うちC判定0人)    |
| 結果確定数                   | 31人                 |
| 甲状腺がんもしくは甲状腺がん疑いと診断された者 | 1人<br>(うち甲状腺がん疑い0人) |

#### 《参考》福島県民健康管理調査の結果

平成25年12月31日現在

|                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 対象者数(平成23年度～平成25年度)     | 269,354人              |
| B判定もしくはC判定とされた者         | 1,796人<br>(うちC判定1人)   |
| 結果確定数                   | 1,342人                |
| 甲状腺がんもしくは甲状腺がん疑いと診断された者 | 74人<br>(うち甲状腺がん疑い41人) |

#### (2) 調査同意者(31人)の内訳

| 判定結果         |      | 判定内容                              | 人数(人) |    | 割合(%) |      |
|--------------|------|-----------------------------------|-------|----|-------|------|
| A判定          | (A1) | 結節やのう胞を認めなかったもの                   | 4     | 11 | 12.9  | 35.5 |
|              | (A2) | 5.0mm以下の結節や<br>20.0mm以下ののう胞を認めたもの | 7     |    | 22.6  |      |
| 通常診療等<br>( ) |      | 5.1mm以上の結節や<br>20.1mm以上ののう胞を認めたもの | 20    |    | 64.5  |      |
|              |      | うち、細胞診の受検者                        | 2     |    |       |      |

#### 《参考》福島県民健康管理調査の結果

平成25年12月31日現在

| 判定結果         |      | 判定内容                              | 人数(人) |     | 割合(%) |      |
|--------------|------|-----------------------------------|-------|-----|-------|------|
| A判定          | (A1) | 結節やのう胞を認めなかったもの                   | 83    | 471 | 6.2   | 35.1 |
|              | (A2) | 5.0mm以下の結節や<br>20.0mm以下ののう胞を認めたもの | 388   |     | 28.9  |      |
| 通常診療等<br>( ) |      | 5.1mm以上の結節や<br>20.1mm以上ののう胞を認めたもの | 871   |     | 64.9  |      |
|              |      | うち、細胞診の受検者                        | 369   |     |       |      |

A1、A2は一次検査基準の範囲内であることが確認された方(甲状腺に疾患のある方を含む)。通常診療等とは概ね6か月～1年後に経過観察(保険診療)する方及びA2の基準値を超える等の方。

#### 4. 今後の予定

詳細な調査結果については、4月以降に公表する予定です。

# 福島県外3県における甲状腺有所見率調査結果

福島県が行う県民健康管理調査の甲状腺検査において、約40%の方に20.0mm以下の小さなう胞等の所見が認められている。こうした小さなう胞等は精密検査を必要とするものではないが、これらの軽微な所見も記録することとした結果、かえって住民の方の不安を招いていると指摘されている。こうした状況の中、住民の理解促進に役立てることを目的に、福島県外の3県の子どもを対象に、県民健康管理調査と同様の超音波検査を実施した。

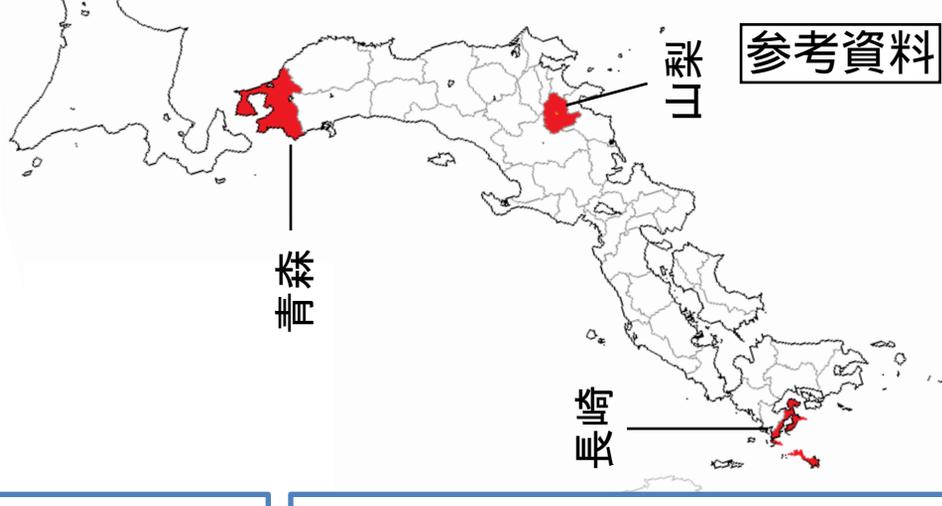
## 調査対象地域

**対象者** 日本国内3地域（青森県、山梨県、長崎県）の3～18歳の子ども 4,365名

|        | 3～5歳 | 6～10歳 | 11～15歳 | 16～18歳 | 計     |
|--------|------|-------|--------|--------|-------|
| 青森県弘前市 | 51   | 444   | 748    | 387    | 1,630 |
| 山梨県甲府市 | 34   | 379   | 638    | 315    | 1,366 |
| 長崎県長崎市 | 104  | 452   | 609    | 204    | 1,369 |

## 結果

| 判定結果 |  | 全調査対象者（計） |       | 4,365人 |      |
|------|--|-----------|-------|--------|------|
| 判定内容 |  | 人数（人）     |       | 割合（%）  |      |
| A    | A1<br>結節やう胞を認めなかったもの                   | 1,853     | 4,321 | 42.5   | 99.0 |
|      | A2<br>5.0mm以下の結節や<br>20.0mm以下のう胞を認めたもの | 2,468     |       | 56.5   |      |
| B    | 5.1mm以上の結節や<br>20.1mm以上のう胞を認めたもの       | 44        |       | 1.0    |      |
| C    | 甲状腺の状態等から判断して、<br>直ちに二次検査を要するもの        | 0         |       | 0.0    |      |
|      |  | 4,365     |       | 100    |      |
|      |  | （計）       |       |        |      |



参考資料